

タイトル	和歌山・桃山町 興山寺所蔵の木食應其上人関係資料
著者	徳永, 良次
引用	北海学園大学人文論集, 36: 324-289
発行日	2007-03-31

# 和歌山・桃山町 興山寺所蔵の木食應其上人関係資料

徳 永 良 次

## 一 はじめに

本稿は、和歌山県紀の川市（旧那賀郡）桃山町にある興山寺の経蔵に所蔵されている記録から、同寺の開祖である木食應其（もくじき おうご）上人の事績をたどること、上人と桃山興山寺・安楽川荘との関わり、さらには興山寺に残されている記録から見える、近世の近畿地方の文化史・言語史的特徴を記述してみようとするものである。興山寺の名称は、木食應其上人によつて高野山にもほぼ同時期に建立されていることから紛らわしいが、本稿では桃山町興山寺の経蔵資料を中心に扱うので、本寺を「興山寺」とし、高野山の興山寺について触れる場合には「高野山興山寺」として区別する。

興山寺は和歌山県紀の川市桃山町にある真言宗御室派の寺院

であり、開基四〇〇年を越える木食應其上人を開祖とする古刹である。この桃山の地（旧安楽川荘 荒川ないし荒河とも書くが、本稿は安楽川で統一する）は、高野山の旧領地としての長い歴史を持ち、<sup>\*1</sup> 應其上人は荘内の水路の開発などの土木工事を采配したことも記録として伝えられている。<sup>\*2</sup> さらに高野山に登る以前の俗体の時にもうけた娘が住んでいた土地でもあり、上人は結果的にはここで生活することは適わなかつたにしても、弟子の二位覚榮に命じて建立させた寺である（後述）ことから、應其上人との関係は極めて深いものがある。

木食應其上人は、中世末から江戸時代初期にかけてその活動歴が認められる真言宗の僧侶であり高野山中興の祖と目されているばかりでなく、文学の方面、特に連歌においては里村紹巴とも親交があり連歌作法書『無言抄』を著すなど、多方面にお

いて活躍した人物である。さらに、豊臣秀吉から、高野山との和睦の仲介をしたことにより、秀吉所持になる『古今和歌集』の古筆切を下賜されたことにより、その一連の古筆切を「高野切」と称することになったことでもよく知られているところである。<sup>\*3</sup>

今般、山本秀人高知大学教授を代表者とする、日本学術振興会科学研究費補助金により、興山寺経蔵の悉皆調査が行われ詳細な聖教目録が完成した。<sup>\*4</sup>すでに本寺の資料はいわゆる「興山寺文書」として知られるところであったが、<sup>\*5</sup>それらは一部分に過ぎず、今回の総合調査によってその全貌が初めて明らかになるのである。調査は、平成十四年十一月の予備調査から始まり、同十五年四月より本調査開始、筆者は平成十五年九月の第四回調査から参加させていただき、平成十八年五月の第十回調査を持って完了、経蔵の全聖教を対象にした聖教目録（「和歌山県紀の川市真言宗御室派」）（安楽山興山寺蔵聖教目録）以下、聖教目録あるいは目録と略称する）<sup>\*6</sup>が完成したのである。

これによって、本寺所蔵の聖教の全体像が初めて明らかになっただけではなく、従来、必ずしもはつきりしていなかった本寺と木食應其上人との関係、あるいは安楽川荘との関わり、さらには上人の人間的な性格・行動などについても記述してい

(11)

く予定である。また、興山寺所蔵の資料の中には、江戸時代の文化史・言語史的に有益と思われる記事が残されているので、この点についても資料写真を交えてできるだけ触れることとする。

## 二

まず始めに木食應其上人の事績の中から、高野山時代における安楽川荘との関係、俗体の頃の娘とされている「おこま」との書簡のやりとりなどを通覧していく。

### 二― 應其上人の事績

木食應其上人の事績について、これまでに指摘・公開されている多くの研究・資料の中から主要なものをまとめてみる。まずは『国史大辞典』（吉川弘文館）の「おうご（応其）」の項から上人の事績に関わる主要部分を適宜略述する。

おうご 応其 一五三六一一六〇八 安土桃山時代の高野山の僧。字は深覚。興山上人という。天文五年（一五三六）生まれる。近江の佐々木氏の出身、初めは武士であったが、天正元年（一五七三）十一月五日、三十八歳にして、高野山に遁

世し、宝性院政遍から受戒したと伝える。(中略) 同年(天正十三年) 四月、高野山を代表する使節として粉河の秀吉の陣に行き、高野山をその進攻より救った。(中略) この時、秀吉に随つて会談の席に在つたのは聖護院道澄と連歌師の里村紹巴と昌叱とであつた。応其も連歌をよくし、連歌の式目・作法についてまとめ、『無言抄』を天正八年に脱稿していたが、紹巴の校閲は同十四年の冬というから、この会談の後のことである。(中略) (関ヶ原の戦にあつて)、西軍に味方したと疑われ、高野山を退き、近江甲賀郡の飯道寺に隠遁した。慶長十三年(一六〇八) 十月一日、飯道寺に寂す。七十三歳。慶長四十五年、青巖寺・興山寺は、勢誉に譲つた。

(『国史大辞典』2 四五二頁)

これ以外にも、『密教大辞典』(法蔵館)、『日本史大事典』(平凡社) などには、應其上人の事績を簡潔にまとめている項目があり、威徳を偲ぶことが出来る。

その他、文学的活動、特に彼の連歌とその作法書『無言抄』執筆者としての文学史的位置づけについては、多くの文学関係事典に記述をみいだせるのである。研究書・論文としては、以下の論考がある。奥田勲氏は『連歌師 その行動と文学』(評論社 昭和五十一年) において里村紹巴の事績を辿る中で、應其

上人との交流について触れているし、石川真弘氏の「木食應其上人と連歌」(高野山大学内 密教研究会編「密教文化」53・54 昭和三十六年) では、連歌師としての應其上人の活躍を、豊臣秀吉、紹巴との関わりから論述し、さらに『無言抄』の連歌史上における評価について言及したものなどがある。

歴史的な史料を集成したものとしては、東京大学史料編纂所(現在) 編『大日本史料』がある。本書の第十二編之五、慶長十三年十月一日の部分に、出生より出家得度、高野山と豊臣秀吉とのこと、高野山を離れてから飯道寺での隠棲、そして示寂まで、さらには述作である『無言抄』の奥書、最後には安楽川荘の興山寺に関することまで、およそ三十頁にわたり、十数点の史料を集成しており、多くの應其上人研究にとって基礎となる史料を提供するものとして多大なる貢献をしている。

高野山における應其上人の活動と評価に関しては、夙に和多昭夫氏が「木食應其考(前)(承)」(高野山大学内 密教研究会編「密教文化」55・61号 昭和三十六・三十七年) において、高野山内外の多くの資料を用いて考察している。特に、高野山内部の「中世的集会制度」から「近世的議決機関が成立すると云う寺院制度史上においても一大変革期」であつた時期における應其上人の存在を位置づけようとしたことは、これまでにな

いものであり、特筆すべきであろう。

さらに、本寺、桃山興山寺第二十一世福井文雄師による『木食上人の生涯とその事蹟』（私家版 昭和四十五年）は、興山寺の開祖の威徳を讃えることだけでなく、事実に基づいた興山寺の建立時期の推定や由来などが詳細に記されている。福井師はかつて高野山文書の類聚の業をなした高野山の中田法寿師と学友であったことと、この桃山の興山寺に長く住していたことから、應其上人の事跡の中でも、特に興山寺との関わりにおいては郷土史的考察も含め極めて詳細である。本稿でも、この記述を有益に利用させていただいている。<sup>\*7</sup>

## 二―二 受戒の師

さて、このような研究史の上に立つて、再度木食應其上人の事蹟を眺めると、その受戒に関しての齟齬が見られる。右の『国史大事典』では、波線で示したように、宝性院政遍から受戒したことになっている。しかし、他の資料には多く「文殊院勢誉」を受戒の師としているのである。以下、『大日本史料』から該当部分の記述を数点あげる。（一）内は『大日本史料』のページ数による。引用文中の波線は筆者によるものである。

〔高野山総分方風土記〕（840頁）

文殊院（千手院谷にあり、後後見樹院と改む）勢誉師は、博識俊邁なりと聞て、廼其室に入り、稽首して薙染受戒し、名を應其と改む、

〔高野一件〕（857頁）

興山儀、勢誉方より剃髮受戒之事、証跡は無御座候、其段伝承候、

（中略）

應其儀、尤勢誉弟子にて候得者、連々興山上人威勢つよく罷成、青巖寺住持仕、其以後勢誉青巖寺を附属仕に付、却而勢誉者興山之弟子にて御座候、

〔高野出入書留〕（859頁）

應其発心之初、文殊院勢誉受戒之弟子に候得共、其以後應其威勢強罷成、青巖寺に令住職、彼寺勢誉に附嘱に付、勢誉又應其弟子に成候由、

このように高野山の資料では、「高野一件」で「証跡は無御座候」と疑念を呈しているが、その他ほとんどが「文殊院勢誉」を受戒の師としているのである。

しかしこれについては別に「宝性院政遍」とする記述もある。以下、管見に入った資料を引用する。

まず、『密教大辞典』では、

天正元年十一月三十七にして高野山に登り、千手院谷龍城院に寄寓し、文殊院勢誉の室に投じて雍染受戒し、又政遍に就いて戒を受け諸流の奥旨を伝ふ。(178頁)

という記述があり、両論併記の形となっている。これと同様のものに先述の和田氏の論考がある。氏は、初めに文殊院勢誉から受戒したことを紹介し、別の見解として、次のように指摘している。

又應其は宝性院門主から金剛峯寺檢校に進み、豊臣秀吉、徳川家康、秀忠の厚遇を受けた政遍(一五三四〜一六一四)に就いて戒を受け諸流の奥旨を伝え、更に、仁和寺仁助法親王に随つて三部の大法を受け、阿闍梨位に昇進したとも云われている。真偽はともかく、野沢両流を極めたが、入山以後の高野山における地位や性格は如何様であつたのであろうか。

〔木食應其考(前)〕密教文化 55 32頁)

政遍を受戒の師として紹介しているのは、以下のものである。

ところが茲に測らずも高野版木を漁つてゐるうちに木食應其の關係を知るものを見出すことができ且つは、木食の由来も判然するところの血脈版木の現存を知り得たのである。

それによると、

高野山奥院木食所血脈

大聖文殊―聖徳太子―弘法大師―真雅僧正―觀賢僧正―淳祐僧正―(中略)―幸意―快秀―快真―應其―順良―頼秀  
(以下略)

となつてゐる。

快真上人は、実に應其上人木食の法統の師匠である。

出家(たて)雉髪(たて)の師は、一山の棟梁宝性院門主政遍を仰ぎ、木食の師には快真を戴けることは、この血脈によつて歴然したわけである。

血脈ばかりでなく、御廟欄干の擬宝珠銘、御廟宝形露盤銘によつて明かに、この間の關係を知ることができるのである。

〔木食興山應其上人〕高野山親王院水原堯榮述 大正十五年発行 12頁)

ここには、應其上人の受戒の師を「宝性院政遍」であるとしている。

さらに、先述の福井師の文献にも以下のような記述がある。

(高野山)御所芝の五輪塔についてであるが、この塔は銘文にもあるように、「文禄四年」の建立である。

碑石には、実に詳しい上人の伝歴が彫られている。この当時はもちろん、上人在世の時であり、野山興隆に努められていた五十八歳頃のこと、銘文にはたとえ独特の修飾、誇張があるとしても、一々の事項のそれについては、上人の正伝として誤りのないものと考えてさしつかえないものと思うのである。

すでに水原堯榮師によって写されたものが、幸い手許にあるまま、碑文の原文をここに録しよう。

夫木食興山上人、字深覚、諱応其。

江州佐々木産。少年長儒歌道。

壯歳成武勇功。而後天正元仲冬五日、

三十八歳頃、遁世於南山、偏求菩提心。

受戒於政遍阿闍梨、入秘密心坦德諸流(以下略)

(「福井文雄『木食上人の生涯とその事蹟』36頁)

(六)

以上、木食應其上人の受戒に関しては、現存する資料からは「宝性院政遍」と「文殊院勢誉」の二説が併存しており決着を見ないままとなっている。興山寺経蔵に現存する資料からも今のところ、このいずれか、あるいは全く新しい見解を裏打ちするようなものは見いだされていないようである。

### 二―三 安楽川荘の経営

その後の木食應其上人の事績については、高野山での活躍、連歌にまつわることについてはよく知られているが、安楽川荘との関わりにおいては高野山、あるいは各旧家(後述)に残された古文書からそれを辿ることができる。

安楽川荘の経営に関する資料としては、『高野山文書』の「第五卷 金剛三昧院文書」(昭和十一年 中田法寿編 高野山文書刊行会)に「校倉文書」として一括して伝えられている書簡が著名である。以下、その資料から應其上人が安楽川荘の有力地主に宛てた書簡を示す。

#### 三四四 興山上人應其書状

猶々いそぎけつけ用意可仕候、一所もあらし候ハ、くせ事にて候間かたく其心得可仕候、

以上

両庄うせ人の田畠一ヶ所もあらし候てハ、惣地下くせ事たるへく候間、一時もいそきたなように可仕候、様体は代官衆と談合可申候、かしく、

卯月十二日

木食上人  
應 其 (花押)

調月

東岸

両庄

まいる

この書簡には年紀が示されていないが、他の事績・書簡から考えて天正く慶長五年の間であろう。ここに記載されている「調月(つかつき)」は安楽川荘内の地名であり「東岸」とある「岸」は、現在の「貴志」で、どちらも現在も地名として残っている。内容は、領内の田地を捨てて逃げた者の後始末について、「田畑を荒れたままにすることは許されないので、代官と相談して準備を怠らないように」などと事細かに土地の有力者に指示を出していることが知られる。

『大日本史料』所収の「高野山総分方風土記」、「続寶簡集」には以下のような記載がある。( )内は『大日本史料』の頁数。

「高野山総分方風土記」(843頁)

上人造興を事とせらる、略其功作を挙げば、(中略)麓にては天野大明神四殿、末社回廊、透廊、持所、護摩所、管内にては池堤、橋梁、修築造功甚多し、

(中略) 天下に挙げて行基大聖の再世し給ふといへり

「続寶簡集」(850頁)

諸寺諸社等御造営目録

遍照院

(中略)

安楽川

一御舟宮 都合四百五拾三石

同

一八幡宮 都合三百三拾五石

一安楽川ノいて 都合千五百石

一名手ノ池 都合貳百石

一かせたの池 都合百五拾石

一妙寺の池 都合貳百石

一ひきのゝ池 都合貳百貳拾石

一柏原の池 都合四拾五石

一菖蒲谷の池 都合貳拾五石

一住吉三ノ神殿 都合貳千七百石



このように、安楽川荘に限ったことではないが木食應其上人が、全国多くの寺社のみならず領地の土木事業を手がけていたことがわかり、「高野山総分方風土記」の傍線で示したように應其上人を「行基の再来」とまで称賛している。「続寶簡集」所収の「諸寺諸社等御造営目録」は、慶長七年に遍照院の覚栄が作成し應其上人に送った目録で、應其上人指導による高野山内外の寺社・領地での修理、土木工事に要した費用が示してある。右に示したのは安楽川荘に関係した部分のみであるが、全体を見ると、いかに多くの事業に携わったかがわかる。

二一四 「おこま」のいよ

木食應其上人には俗体の時にもうけた娘がいることがわかっている。高野山に登ってからもしばしば手紙のやり取りをしていた記録が残されている。それらを見ると應其上人の人間的な側面も看取されるのである。

三四二 興山上人應其書状

はしかきなし、よろつむつかしき事いやにて候、  
かみふくろ三ツとつき申候、はるく見まいしうちやく候、  
菊千世事いかやうにもまつてまへころやすきやう候、

しかるへく候、此方へのしつけいらさる事候、かならず  
く其ふんたるへく候、かしく、

卯月十日 應其(花押)

御こま まいる

三四三 興山上人應其書状

なをく菊千世おとなしくなり候事よのつねのことに  
しなく候、はたちへも勝介殿へも此よし申さるへく  
候、かしく、

菊千世一たんおとなしくこなたなつき候てゐ申候間、す  
こしもくきつかいあるましく候、大夫にも又三郎にも此  
よし申こさるへく候、いつまでさいしよにて候よしをかな  
へ候て、しつかこなたへまいるへく候よしねんころ申つ  
かハるへく候、かしく、

七月七日 應其(花押)

つかつき

御こま

まいる

三四五 興山上人應其書状

なをしんしう申候へく候、此分か、す候、

せいほのミまいとして人をたまハリ候、かミこ、そハ、こめ、そハのこ、ミかん、きんかん、九ねんほう文のことくまいり候、われらちとわつらひ候へ共、二三日此かたはやく候、又菊千世京にててならい、一せつ<sup>ニ</sup>きらひ候てほしいまゝなるていつふさにきゝおよひ候つる、なにそこなたよりもまいらせたく候へともなににてもにあひ候ものなく候間、心はかり<sup>ニ</sup>候、勝介殿へこゝろへ候て申さるべく候、かしく、

十二月十八日

<sup>木食</sup>應 其 (花押)

御こま

御返事

三四六 興山上人應其書状

なをく、此方の事ばんじ御こゝろやすかるへく候、かへすく、菊千世のほせられ候てめてたく候、かしく、

としのはしめの御よろこひめてたくおもひまいらせ候、菊千世も一たんおとなしくなり候てまんそく申候、そのはうの事ふへん候ともかんにんあるへく候、こなたの事なに事

もちともきつかいあるましく候、此あいたわれらもたつし

や<sup>ニ</sup>なりまいらせ候、勝介殿へも状をまいらすへく候へ共こゝろへ候て申さるへく候、くハしくあいたるんへ申ま<sup>ら</sup>いせ候、めてたくかしく、

正月廿七日

<sup>上</sup>應 其 (花押)

御こま

まいる

三四七 興山上人應其書状

なをく、以の外くたびれ候間ふてをとゝめ候、

以 上

さいく、文給候へとも、ことなる事なく候間返事申さす候つる、菊千世何としても、もの<sup>ニ</sup>なるへきもの<sup>ニ</sup>候間、其心へあるへく候、ことわれらおもいのほかくたひれ候、此ふんなら<sup>ハ</sup>やかて此世のひまあくへきてい<sup>ニ</sup>候、かたく、菊千世此方へ<sup>ハ</sup>むよう<sup>ニ</sup>候、猶与兵衛方申され候へく候、今かよ<sup>ウ</sup>の文もかきかね候間たゝ一ふて申候、かしく

卯月十八日

應 其 (花押)

より

(切封)

「御こま

まいる

木

」

右の資料はすべて『高野山文書』中の「校倉文書第八」に掲

載されているものである。文中に出てくる「菊千世」は、「おこま」の息子で應其上人の孫にあたる人物であろう。また、「勝介殿」とあるのは、娘婿にあたる「中勝介」であり、興山寺の西隣にある「調月(つかつき と読む)」の住人である。これらの書簡が執筆された時期は不明ながら、三四七の文中に、「おもいのほかくたひれ候、此ふんならハやかて此世のひまあくへきてい二候」(三四七)などと記したり、別の書簡では「われらちとわつらひ候へ共、二三日此かたはやく候」(三四五)とあり、体調が必ずしもすぐれていないことが書かれており、すでに高野山を去って飯道寺に隠棲している時期で、應其上人最晩年のものであると推定される。他の部分にも上人の体調について記述している部分があり、三四七号に「以の外くたびれ候間」とも追記している。

体調がすぐれないながら、孫への思いやりがあふれる記事があり、それを一覧すると、

三四二 菊千世事いかやうにもまつてまへこころやすきやうに  
しかるへく候、此方へのしつけ、いらざる事候、かな  
らすく其ふんたるへく候

三四三 菊千世一たんおとなしくこなたなつき候て申候間  
菊千世おとなしくなり候事よのつねのことにし、なく  
候

三四五 菊千世京にててならい、一せつきらひ候てほしい  
まゝなるていつふさにき、およひ候つる

三四六 菊千世も一たんおとなしくなり候てまんそく申候

三四七 菊千世何としても、ものなるへきもの候間、其心へ  
あるへく候

このようにほぼ毎回の書簡に菊千世の事が細かに書かれてお  
り、應其の人間的な情愛を感じさせるものである。

これらは、すでによく知られていた書簡集であるが、他にも  
次のような書簡が残されていたという。

なお、同家(筆者注 中家のこと)には、上人が娘に宛てた書翰数通が保存されており、中にも左の一通は親子の情がにじみでていて、何となくもの悲しい思いさえする。

- 一 とうきびのこ
  - 一 みかん
  - 一 くり
  - 一 とうふ
  - 一 とうきびのもち
- はるばるに候間かさ  
ねてたまはるまじくや

極月十六日

木

おこまとの

(福井文雄 『木食上人の生涯とその事蹟』 53頁)

右の資料は現在消息不明となっており、福井師の記録によれば、太平洋戦争で「すべて烏有に帰した」(同 54頁)となった由である。本文にある日付から高野山文書の三四五とも関係がありそうであるが、判然としない。また、「おこまとの」とする宛名の書き方も高野山文書の書簡とは異なっている部分がある。

興山寺には直接「おこま」に関する記録を示す文書は残されていない。興山寺には應其上人が直接居住していなかったことを考えれば当然のことといえる。

言語的には、最後の書簡に記載されている「とうきび(のこ)」「や」「とうきび(のもち)」「などの「とうきび」は現在でも全国で使用されている語であるが、和歌山県といった上方に属する地域では古くは「なんばんきび」と言っていたものである。『物類称呼』三にも「たうきび 東国にてもろこしと云、(中略)畿内にてたうきびと云」とあり、江戸時代中期には関西方言と見られていた語である。「とうきびのこ」という表現は、日本国語大辞典に「とびきのこ」とする三重県志摩郡方言と近いものである<sup>\*</sup>か。後述するが、このような江戸時代(あるいはそれ以前)の関西方言を示す例は他にも指摘することができる。(後述)

### 三 興山寺と應其上人

最後に、應其上人と安楽川荘、さらには安楽川荘に建立された興山寺との関わりについて見ていく。

この安楽川荘の歴史は古く、平安時代の美福門院にまで遡ることができる。この歴史と沿革については、『和歌山県史 中世史料一』が以下のようにまとめているので、略述する。

安楽川の沿革

安楽川(荒川・荒河とも書く)荘は、平安時代の後期、はじめ熊野山檢校・平等院大僧正行尊の所領であったが、行尊から鳥羽法皇に寄進され、大治四年(一一二九)院庁下文がだされて、鳥羽法皇領の荘園として立券された。立券の院庁下文によると、安楽川荘の四至は東は桧峰ならびに黒川、南は高原ならびに多須木峰、西は尼岡中心ならびに透谷、北は牛景淵ならびに紀陀淵とされる。その四至を現在地に明確にあてはめることはできないが、ほぼ現在の桃山町全域と、東側の打田町の一部(注・現在合併によりともに紀の川市)を含むものと考えられる。(841頁)

鳥羽法皇崩御ののち、安楽川荘は皇后美福門院に伝領された。そして美福門院は、法皇の菩提のために高野山に紺紙金泥の一切経を寄進し一切経会を行わしめたが、その費用を支弁する荘園として、安楽川荘を寄進した。時に平治元年(一一五九)七月のことである。ちなみにこの一切経は高野山に現存し、荒川経と通称され、その経蔵も荒川経蔵と呼ばれている。

こうして高野山安楽川荘は出発した。その後鎌倉・南北朝・室町時代を通じて高野山領荘園として維持経営され、

(一一)

近世も高野山の朱印地であった。荘園としての最盛時の田畠の面積は、一〇一町余、近世の石高は約二六〇〇石である。(842頁)

このように歴史が古くはつきりしている地域を長年統括する役割を担っていた有力な旧家がいくつか存在していた。中でも、平野家、奥家、岡家、中家などはこの地域の旧家に残された古文書や興山寺の資料からもしばしば名前を見出すことができるのである\*。特に、平野家、奥家については興山寺の造営、その後の運営についての記録が多く残されているので、この両家について前述の資料から抜粋して示す。

平野家は、中世安楽川荘の下司の由緒を伝える家であり、奥家とともに宮座の下司・公文の座を継承してきた。その屋敷は、最近まで石榴川の周辺にひらけた安楽川荘の平地を見下す東の山麓にあった。中世の下司屋敷としても申分のない位置である。(和歌山県史 848頁)

奥家は、平野家とは反対側、石榴川西側の台地上に居を構えている。平野家とむかいあって、安楽川荘を見下す位

置にある。現在の建物は明治に建てられたものというが、

ている次のようなものである。

往時は台地の縁辺までが屋敷であったという。(中略) 応永

二十年(一四一三)の公事銭分田支配切符帳によれば、奥

氏は四町八段二〇歩の地主職を保有し、全体の第二位を占

める。(同前 80頁)

当寺本堂に奉祀する上人木像(等身坐像、帽子を用いず、  
如法衣姿)の胎内墨書銘によると、

天正十八年庚寅年

高野山中興開山の本願<sup>\*11</sup>

木食興山上人應其<sup>\*12</sup>

権少僧都覚榮造営之

二月時正吉祥日

とあり、また、本堂(不動明王を本尊としていたので護摩

残された古文書や興山寺資料から検討する。

### 三一 興山寺建立の時期

ここで興山寺の造営時期について見ていく。興山寺は高野山

堂と称していた。)の宝形古瓦銘文には

の興山寺造営とは別であることは言うまでもない。しかし、ま

大工藤原宗吉

三郎右衛門

たく関係ないとも言ふことはできない。なぜなら高野山の興山

天正<sup>\*13</sup> □年正月二十一日より

三月三日まで

寺は豊臣秀吉の絶大なる庇護の元に造営されたのであり、安楽

二位殿よりおうせ取付

川の興山寺は、荘内の住民の手によって自発的に(どの程度自

時の奉行 □□□

発性が発揮されたのかは不明ながら)建立されたものと見られ

同 奉行 源□衛

る。高野山の朱印地である安楽川荘がその情報に接す

同 奉行 □□□衛

ることは密であったと考えられるからである。

興山寺造営の時期を示す最も有力な資料は、興山寺に残され

同 奉行 □右衛門

と彫られていたり、別の瓦には

此瓦大工三郎右衛門 才松

源左衛門

新左衛門

□□□□

□□衛門

□□□□

□□源五郎

かのへとら

介六

天正十八年二月十六

と彫られている。

(右の引用はすべて福井文雄『木食上人の生涯とその事蹟』43〜44頁)

これによれば、天正十八年正月から本堂(護摩堂)の造営が始まり、二月には上人坐像もできあがり、三月には本堂の完成を見たということになる。右の三点からは年代的な矛盾はないので天正十八年建立と見ても良いと思われる。

(二四)

しかし別の時期を示すと見られる資料が、安楽川荘の旧家である家にある古文書に記録が残されているので以下に示す。

以下引用は、『和歌山県史 中世史料一』より。( )内は該当部分の頁数。

平野家文書

二四 安楽川荘中連署証文写(奥書は本奥書)(781頁)

上人様御報恩之ため当庄興山寺御影堂致建立候<sub>三</sub>付、(以下略)

当番 甚次郎(略押)

同断 与七郎(花押)

同断 勝右衛門(花押)

天正拾八<sub>庚</sub>年十一月十五日

安楽川荘中(黒印)  
有井太夫頼久(花押)

平野隼人殿

同 源八殿

岡家文書<sup>\*14</sup>

一〇 安楽川荘中置文写(804頁)

一 安楽川井路之事、興山木食上人様御興隆ノ年号ハ天正拾

七年<sup>己丑</sup>二月十六日<sup>ニ</sup>始而御取立候、此為御報恩、安楽川興山寺<sup>ニ</sup>御影堂庄中<sup>より</sup>建立候、年号<sup>ハ</sup>天正拾七年八月立始候也、(以下略)

安楽川庄中

一二 興山寺住持職ニ付目安返答書 (805頁)

(前半略)

一天正年中御開基、寺号<sup>茂</sup>興山寺<sup>ニ</sup>被成下、永々致相統候様<sup>ニ</sup>と被為思召、田地御付置候、(中略)

此段、興山上人様天正之比、安楽川庄中<sup>ハ</sup>別<sup>而</sup>御興隆を被為、成下候事<sup>ハ</sup>、兼<sup>而</sup>御上々様御存知之御事<sup>ニ</sup>御座候、殊<sup>ニ</sup>興山寺之儀者、未々庄中御取立之思召<sup>ニ</sup>御座候故、其節之年寄共も、其御張恩<sup>ついで</sup>を奉慕<sup>と</sup>、天正拾七年<sup>ニ</sup>御影堂一字庄中より建立仕

このように、ほぼ天正十七年から十八年の間に集中して記録が残されている。特に、岡家一〇号文書の「天正十七年二月十六日」の日付は相当具体的である。これは、この時に安楽川庄へ紀ノ川から用水路(文中では「井路」)の工事を始めたのであり、同年中には完成したのであろう。安楽川庄の農民はこれに

より水不足に悩まされることが相当減じたのみならず、新規に荒地を開拓することも可能になったのである。この事業の完成を受けて、安楽川庄の住民が上人の威徳を讃えるために、御影堂を建立することになり、これが現在につながる興山寺の始まりとなるのである。

興山寺に残されている瓦や胎内墨書では天正十八年、安楽川庄内の旧家にある古文書では御影堂の建立が天正十七年となっていて一年の齟齬がある。これはどのように考えるべきであろうか。資料の書かれた(あるいは瓦などの製造された)時期を考えるに、興山寺の資料はほぼ桃山時代の同時代であるのに対して、平野家文書は江戸時代後期の写本、岡家文書の記載には(ここにはあげていないが)近郊の三船神社の修繕時期や上人の示寂の年紀を誤っていることを考え合わせると、やはり興山寺資料により天正十八年とするのが正確であろう。また、高野山の興山寺が天正十八年の造営であることも考慮に入れなければならない。興山寺の寺名の由来は、高野山の「中興開山」から来ていることから、高野山での應其上人に対する顕彰の動きと無関係ではないとすべきである。



三十二 安楽川荘と興山寺

安楽川荘にとって重要な土木工事としては、先にも挙げた『続寶簡集』所収の「諸寺諸社等御造営目録」に出てくる「安楽川ノいて」の大事業であろう。「いて」とは「井手」のことで、田畑に導水するための堰である。古文書には「井路」とも記されており、これは現在で言う水路のことである。これが整備されたことにより、荒地地だった土地が灌漑され多くの田畑が作られることとなった。このため安楽川荘では上人のこの大事業を讃え、荘内に御影堂を建立する動きが高まることは先の岡家文書から知られる。前節にあげた旧家の古文書から該当部分のみを抜き出して再述する。

平野家文書

二四 安楽川荘中連署証文写(奥書は本奥書)(781頁)

上人様御報恩のため当庄興山寺御影堂致建立候<sup>ニ</sup>付、  
天正拾八庚寅年十一月十五日

岡家文書

一〇 安楽川荘中置文写(804頁)

(前半略)安楽川興山寺<sup>ニ</sup>御影堂庄中<sup>より</sup>建立候、年号<sup>ハ</sup>天正拾

七年八月立始候也、(以下略)

一二 興山寺住持職<sup>ニ</sup>付目安返答書(805頁)

(前半略)天正拾七年<sup>ニ</sup>御影堂一字庄中より建立仕

紙数の関係で省くが、應其上人は高野山の青巖寺造営等においてしばしば安楽川荘の農民に米の提供や、工事に携わる人員の提供などの厳しい催促などもしているが、反面では右にあげたような有益な事業も行っていることが知られる。ただ、この御影堂がすなわち興山寺そのものであるのか、現在までのところ不明であると言わざるをえない。今後さらに検討してみたい。興山寺経蔵には、以下のような資料が残されている。聖教目録より抄出する。

○第六十一函箱書

(蓋内側)(興山寺建立記録等貼紙三紙アリ)

(貼紙本文)「興山寺ノ一當寺開基興山木食應其上人ノ建立天

正年間成<sup>レ</sup>共何年之建立<sup>ト</sup>ノ云度不詳然<sup>レ</sup>共明治五年十月十

日<sup>ニ</sup>ノ天正八辰年建立<sup>ト</sup>上<sup>口</sup>也」「宗旨帳并人別改帳寸法

記<sup>ス</sup>」

○68函3号 天正十九年安楽川庄興山木上人定状写 一通

江戸時代中期写、続紙、

右の二点はいずれも後の時代のものであるが、應其上人の偉業を後世に伝えようとするものである。68函3号の「天正十九年安楽川庄興山木上人定状写」は、未見であり内容はわからない。この資料に記されている「天正十九年」の年紀を持つ應其上人関係資料は今まで知られていないものである。後世の書写ながら内容的には興味深い。

ただこれはいずれも後世作、あるいは書写であるので次には應其上人生存中における安楽川庄と興山寺との関係を示す資料について見ることにする。

先にこの地の旧家として紹介した奥家に伝えられている「奥家文書」からは以下の資料があげられる。

奥俊重作相売渡状 (「和歌山県史」791頁)

永代売渡し□<sup>申</sup>候作相之□

壺ヶ所<sup>所者小路かいと也、田ノかす十七、水帳之高、五百九斗八升</sup>

<sup>追筆</sup>「天下の日そん、水そん二而候ハ、世上なミたるへく候、」

右此作相米式□、永代しゝそんく迄無違乱計可申候、若御年間作相無沙汰仕候者、興山寺へ可<sup>追筆</sup>被成「御取上候、此

代米者拾壺石也、仍而後日状、如件、

安楽川 奥弥兵衛

文禄三年<sup>ウキノエ</sup>八月廿六日

俊重 (花押)

口入 出羽 (花押)

相福院 (花押)

正蔵院 (花押)

<sup>追筆</sup>「若けんち候ハ、其方ニ御相可有候、下作ハこの方しんたい可仕候、」

嶋 平野 (花押)

上ノ孫右衛門 (花押)

興山木食上人様之御内

二位殿

理徳院

まいる

これは、荘内の有力地主である奥家が所有している田地 (割書部分から「小路」という地区であることがわかる) を米十一石で売り渡す、という内容のものである。売り主は奥俊重、買主は應其上人の命により興山寺を建立した「二位殿」つまり興山寺二世覚榮である。「口入」とは、この売買の仲介者であり、いずれも土地の有力者 (寺院) である。

この文書と同じ日付のものが興山寺にも残されている。聖教  
目録から書誌を抜き出す。

の通りである。

(二八)

83函86号 土地売渡状(文禄三年<sup>キノエ</sup>八月廿六日) 一通

奥俊重作職売渡状(「和歌山県史」808頁)

(端裏書)

○桃山時代文禄三年写、豎紙、印ナシ、(端裏貼紙)「字ハ御

「これハ御塔代歟  
門前古証文歟」

(異筆)「弥兵へ」

塔代歟/門前辺古証文歟、(端裏)「孫兵へ」、(差出)「安

永代売渡し申 作職之事

楽川 奥孫兵衛/□□(花押)/□入口(花押)/相福院

壺ヶ所<sup>所ハ上ノおとしかす一ツ  
水帳之高、大豆壺石三斗</sup>

(花押)/正善院(花押)/平野(花押)/孫兵へ(花押)」、

右此作相麦壺石にて候、俣作りも永代売渡し申所実正成、  
天下一同之徳政行候とも、しゝそんくにおいて違乱有間

(宛所)「興山木喰上人様之御内/二位殿/理徳院□」、(書

敷候、但此代米五石也、仍後日状、如件、

出)「永代賣渡し申作職之事/壺ヶ所<sup>所ハ上ノおとしかす一ツ、  
水帳之高□□壺□三ヶ</sup>」

安楽川 奥弥兵へ

俊重(花押)

83函88号 土地売渡状(文禄三年<sup>キノエ</sup>八月廿六日) 一通

文禄三年<sup>キノエ</sup>八月廿六日

口入 出羽(花押)

○桃山時代文禄三年写、豎紙全紙、印ナシ、(端裏)「ヒラノ」、

相輪院(花押)

(差出)「安楽川 平野隼人/□久(花押)/□入口孫兵へ(花

正蔵院(花押)

押)/総□門(花押)/<sup>平野</sup>平蔵(花押)」、(宛所)「興山木喰

平野(花押)

上人様之留/二位殿/理徳院□」、(書出)「永代賣渡し申作

孫右衛門(花押)

扣之事/式ヶ所所ハ久の前/水帳之高四石六ヶ所也」、

興山木食上人様之御内

83函86号の「土地売渡状(文禄三年<sup>キノエ</sup>八月廿六日)一通」は、

二位殿

すでに「興山寺文書」として知られているもので、全文は以下

理徳院

まいる

先の売り渡し状と同様、奥俊重から興山寺二世覚栄に米五石で売り渡すという内容となっている。これ以外にも同日に奥俊重から興山寺へ売り渡されたとされる文書が存在する。

奥俊重作相売渡状 (「和歌山県史」 807頁)

(追筆) 「弥兵衛分」

永代売渡し申 作相之事

考所ハしまはせ、おりかす共ケ水帳之高、参石九斗

(追筆) 天下の日そん、水そんにて候ハ、世上なミたるへし、

右此作相米九斗・同麦貳石、永代しゝそんく迄、無違乱計可申候、若御年貢作相無沙汰仕候者、興山寺へ可被成御取上候、此代米拾石也、仍後日状、如件、

安楽川 奥弥兵へ

文禄三年キノエ ムマ八月廿六日

俊重 (花押)

口入 上 孫右衛門 (花押)

(追筆) 若けんち候ハ、其方ニ御相可有

平野 (花押)

候、下作ハこの方にしんたい可仕候、

興山木食上人様之御内

二位殿

理徳院

まいる

この日には、奥家だけではなく、安楽川荘のもう一つの有力地主である平野家からも土地が売り渡されている。興山寺聖教目録には次のように登録されている。

83 函 61、堂之所証文 (文禄三年ムマ八月廿六日)

一通

○桃山時代文禄三年写、豎紙、(差出)「安楽川 □□孫右衛門／

吉文(花押)／口入弥□(花押)／□野(花押)／孫八(花押)」、

(宛所)「二位殿／理徳院」、(書出)「永代売渡し申作□□事」、

これの全文はすでに興山寺文書として知られている、次のものであろう。

平野俊久作相売渡状 (「和歌山県史」 808頁)

(端裏書) 「ヒラノ」

永代売渡し申、作相之事

式ヶ所所ハクへの前  
水帳之高、四石六斗一升

〔追筆〕天下の日そんな水そんなにて候ハ、世上なミたるへし、

右此作相米壹石式斗五升・同麦式石五斗也、永代し、  
そんなく迄、無違乱計可申候、若御年貢作相無沙汰仕候者、  
興山寺へ可被成御取上候、此代米拾式石五斗也、仍後日状、  
如件、

安楽川 平野隼人

文禄三年キリシタ八月廿六日

俊久(花押)

口入 弥兵へ(花押)

〔追筆〕若検地候ハ、其方ニ御相可有候、

孫右衛門(花押)

下地ハ、この方へしんたいたるへし、

平野半蔵(花押)

興山木食上人様之御内

二位殿

理徳院

まいる

このようにして文禄三年八月二十六日には、奥家・平野家と  
いった有力地主から、合わせて四ヶ所の農地が売り渡され、興  
山寺は合計で米四石一斗五升、麦五石五斗分の土地を手に入れ、

(110)

それに支払った代金は、米で合計三十八石五斗であった。

その他、興山寺には次のような資料がある。

83函34、天正拾九年閏正月吉日二位殿宛書状

一通 桃山時代

○桃山時代天正十九年写、豎紙、(差出)「売主 右兵衛門／

同楠松／口入孫右衛門」、(宛所)「二位殿」、(書出)「限永

代売渡申加地子分事」、

この資料は先にあげた、文禄三年の土地売り渡しが行われた  
時期を遡ること三年、興山寺が造営された天正十八年の翌年と  
いう時期である。売り主ははっきりしたことは不明ながら記録  
に残された署名から考えるに、「城孫右衛門」あるいは「奥弥兵  
衛」または「奥孫兵衛」ではないかと推測される。いずれも当  
代の安楽川荘の有力地主(あるいはその一統)である。  
その他、興山寺経蔵には桃山時代の記事に限っても以下のよ  
うな資料が残されている。

83函18、天正拾八年庚寅年十一月十五日平指隼人、岡孫八宛書  
状写 一通 江戸時代

○江戸時代後期写、豎紙、（差出）「甚治郎／与七郎／勝右衛門／安楽川庄中／有井大夫」、（宛所）「平指隼人殿／岡孫八殿」、（端裏下方）「升段等證文写」、（書出）「毎年田中庄中より、」

83函21、「天正五年某土地記録」 一通 桃山時代

○安土桃山時代天正五年写、豎紙、片仮名交り文、（書出）「タニツキテウリ申御所ノキ也」、書止「ハンサウ人マコ八／天正五年<sub>丑</sub>霜月、」

このように、安楽川荘と興山寺は應其上人在世の時から様々な形で緊密な関係にあつたことがこれら資料から伺われる。

### 三―三 興山寺経蔵資料から

さて、次にこの木食應其上人にとって最も由緒ある寺院のひとつである興山寺に木食應其上人に関する資料がどの程度所蔵されているのかについて検討する。今回、興山寺調査団により始めて経蔵の悉皆調査が行われたことによつて体系的に検討することができることになったものである。

まず、調査団の作成した聖教目録に基づいて、木食應其上人に関する記録を検索し、一覧する。現存する多くの聖教・古

文書の中から該当部分を全文掲載、あるいは必要に応じて適宜抜粋して掲載する。一応の方針としては以下の通りである。

A 本文等に「木食」の記事がみえるもの。（ただし、「木食」とあつても無関係の記事は除く）

B 本文等に「應其」の記事がみえるもの。Aとの重複分は除く

C 連歌関係

D 興山寺の経営に関するもの（江戸時代初期以前）

一覧の便のため、既に挙げている資料も、本稿での一連の通し番号を付して再述する。

A 「木食」の記事がみえるもの

1 第六十一函箱書

（蓋内側）（興山寺建立記録等貼紙三紙アリ）

（貼紙本文）「興山寺／一當寺開基興山木食應其上人／建立天

正年間成<sub>レ</sub>共何年之建立<sub>下</sub>／云度不詳然<sub>レ</sub>共明治 五年十月十

日<sub>ニ</sub>／天正八辰年建立<sub>下</sub>上<sub>口</sub>也<sub>」</sub>「宗旨帳并人別改帳寸法記<sub>ス</sub>」

2 興山寺版木食上人刷札（61函7号）

十四鋪

○江戸時代末期刊、興山寺版木食上人図像并讚、印記ナシ、

訓点ナシ、刊記ナシ、同一ノモノ十四鋪、

(本文)「木食應其上人ノ見しきかしノいはしノおもはしノすてしノ身をノ出入いきをノ風にまかせて」

らかであるのでここに加えた。

B 「應其」の記事がみえるもの。なお「木食」重複分は除いてある。

3 「包紙」(61函8号)

一紙

○江戸時代末期頃、「木食上人御影」ノ包紙ナルベシ、印記ナシ、紙背「坊太郎□付目錄卷二」、

6 應其上人御影(61函9号)

一通

○明治初期写(或イハ江戸時代末期カ)、「應其上人」ノ御影  
 凶像ニ讚ヲ付シタルモノナリ、印記ナシ、

(表書)「木食上人ノ御影ノ興山寺知事」

(本文書出)「太上天皇御製ノいのるへき道ハしはしも」

※包紙アリ、表紙上書「應其上人御影」、

4 天正十九年安楽川庄興山木上人定状写(68函3号) 一通

○江戸時代中期写、続紙、

7 應其上人御影(62函38号)

二鋪

○明治時代刊、切紙、印ナシ、訓点ナシ、奥書ナシ、刊記ナシ、

5 堂寺修復ニ付高野山興山寺江御助力願書扣(83函72号) 一通

○江戸時代後期写、豎紙、(差出)「安楽川上野ノ興山寺印」、

8 興山寺代々讓渡順次記(68函2号)

一通

(宛所)「興山寺様ノ御役人」、(書出)「一 安楽川興山寺儀  
 天正年中木食応其興山上人御開基」、

○江戸時代後期写、続紙、附箋アリ、興山寺歴代住職(開基  
 應其上人ノ慶応四年龍雄)ノ讓渡、

以上、五点の資料が認められる。このうち先にも触れた4の

資料は、目録では「木上人」としか記されていないが、書名の

(包紙上書)「興山寺代々讓渡順次記」

「天正十九年」や「安楽川庄興山」から木食上人であることは明

9 興山寺縁起及古証文写(83函91号)

一通

○江戸時代享保十一年写、続紙、興山寺縁起(第三紙前半マ

デ)及び各種証文類(第三紙後半以降)、包紙アリ、第一紙

ニ貼紙アリ、(端裏)「秀遍代」、証文類ハ文禄三年八月廿六

日カラ享保十一年五月十四日マデ、

(興山寺縁起冒頭)「安楽山遍照院興山寺古證文覺ノ抑興山寺

者天正十八<sup>庚寅</sup>年ノ教榮應其上人仰によりて二位寛榮ノ御建

立也」

(奥書)「安楽山興山寺ノ秀遍(黒印)ノ花押ノ享保十一<sup>丙午</sup>

五月十四日」

(包紙上書)「當寺縁起巻通ノ秀遍代古證文巻通」

10 開基應其上人二百五十回忌記録(83函93号) 二冊

〔1〕當寺開基應其上人二百五十回忌記録 一冊

○江戸時代安政四年写、袋綴仮綴装、奥書ナシ、印ナシ、

(表紙)「安政四丁巳歳十月日ノ當寺開基應其上人二百五十回

忌記録ノ興山寺觀鏡經營之」

〔2〕應其上人御法事入用扣 一帖

○江戸時代安政五年頃写(十丁表「安政五年二月記之」、横

綴仮綴装、奥書ナシ、印ナシ、

(表紙)「安政四丁巳歳十月日ノ應其上人御法事入用物ノ二百

五十回御忌」

(裏表紙)「興山寺現住觀鏡經營」

○以上〔1〕〔2〕ヲ一括スル布袋アリ、

(袋上書)「安政四<sup>巳</sup>歳十月日ノ開基應其上人二百五十回忌記

録ノ興山寺觀鏡經營之」(「開」字右肩ニ朱鉛筆ノチェック印

アリ)

11 興山寺十二世英信記録(83函95号) 二冊

〔1〕月並記 一冊

○江戸時代後期写、袋綴仮綴装、二冊ヲ合綴、宝曆・明和・

安永年間ノ記録、上冊・下冊トモ裏表紙及び糸綴目ニ「實

□」黒印アリ、巻途中ノ綴目付近ニモ数箇所同ジ印アリ、

奥書ナシ、

(上冊表紙)「興山寺」「英信代留<sup>メ</sup>記<sup>井</sup>□□□□□□□□□□」<sup>應其</sup>

上百五十年忌ノ御船宮八幡宮御船□□□□事 英應廿五年ノ

瀧平池普請等事」

(上冊裏表紙)「武田武□よりノ興山寺御留守居ノ宗賢様ノお

まへ」

(下冊表紙)「興山寺英信」「寶曆十二<sup>壬午</sup>歳」「霜月 出来了候」

(下冊裏表紙)「武田□蔵よりノ興山寺留守居ノ宗賢様ノおま



へ」

〔2〕寛政十年より安楽川興山寺五丁下し物覚 一帖

○江戸時代後期写、横綴仮綴装、奥書ナシ、印ナシ、

(表紙見返識語)「寛政十一未年／正月日／安楽川／興山寺／智等(花押)」

(裏表紙)「紙数表紙／とも八枚也」

○以上「1」「2」ヲ一括スル包装袋アリ、

(袋上書)「興山寺十二世英信／記録／瀧平池普請ノ書／上人百五十回忌ノ書」(「興」字右肩ニ朱鉛筆ノチェック印アリ)

「昭和年中／悉修覆」(鉛筆書)

12 年忌繰出シ控(内題) (90函151号) 一帖

○江戸時代後期写、折本、書キサシカ、「享和元年」年紀アリ、

片面ハ応ヒ其上人追善廻向文、

(内側包紙外題)「裏札之開眼／屋堅開眼大師青竜寺／御弊幣切大

事／棟札案／裏札案／土公表白入句／屋堅中央札案」

(同外題下)「聖無動院／主ママ譽／今ハ行阿／英信」

(外側包紙外題) (内側包紙外題ニ同シ)

(同外題下)「如意輪寺弟子／行阿」

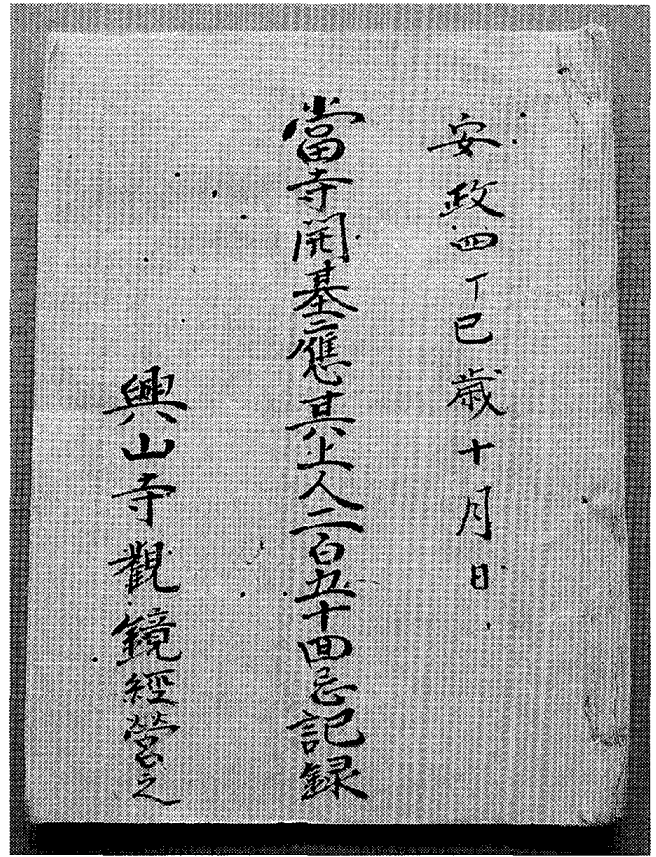
(二四)

以上が、「應其」の記載が認められる(または、直接言及して  
いると考えられる)資料であるが、この内、前出の2と7の資  
料は興山寺に所蔵していた版木から摺られたものの写しと見て  
良いだろう(この版木は未見)。興山寺当局の許可を得て調査  
時に撮影した写真を掲載する(写真1)。<sup>\*15</sup>

先述した、福井文雄師の文献によると、「明治の三十年頃まで  
希望の信者に頒布したという上人御影の版木が当寺にある。」  
(41頁)という記載があり、まさに興山寺において、印刷・頒布  
されていたものであろう。ただし、福井師の言う版木と上記7  
(2も同様か)の版木に関して、現在の所在は不明である。  
8と9は、興山寺の成立と歴代住職の記録を知る上で重要な  
ものであろう。



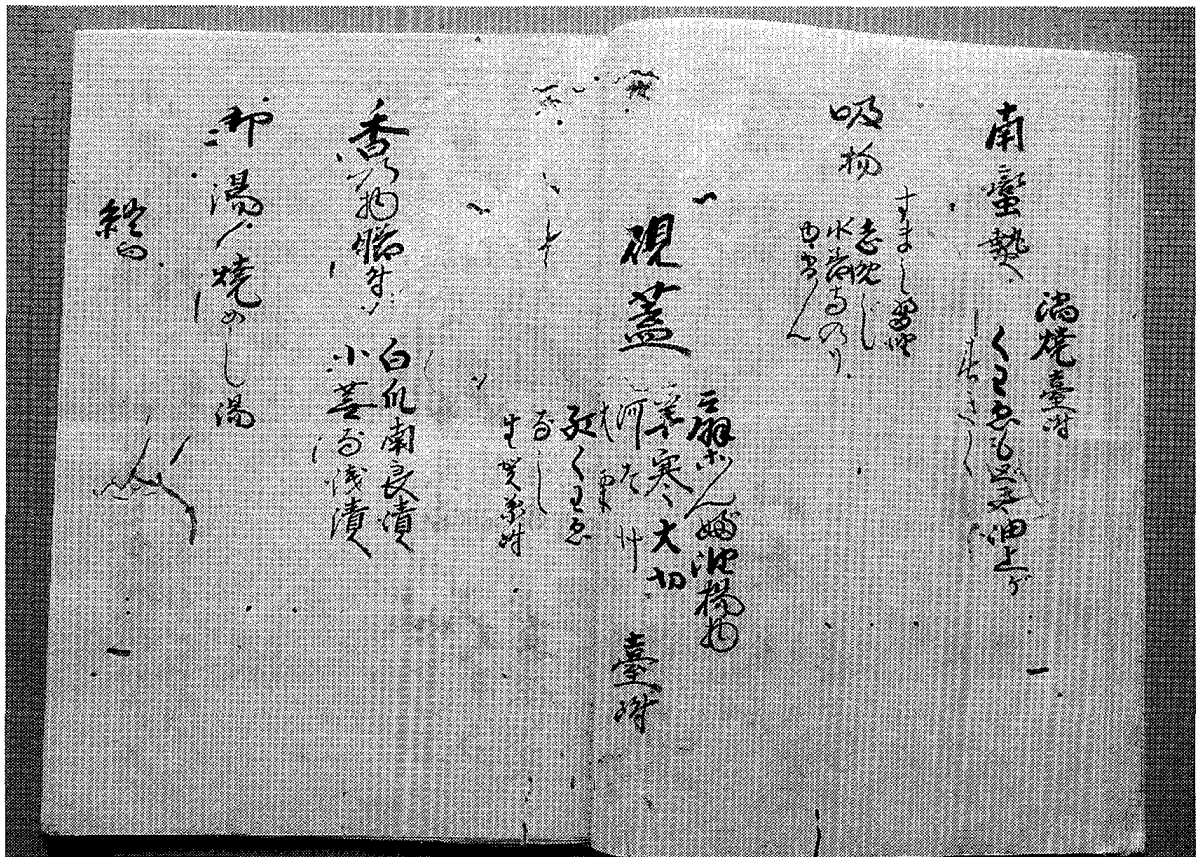
(写真1)



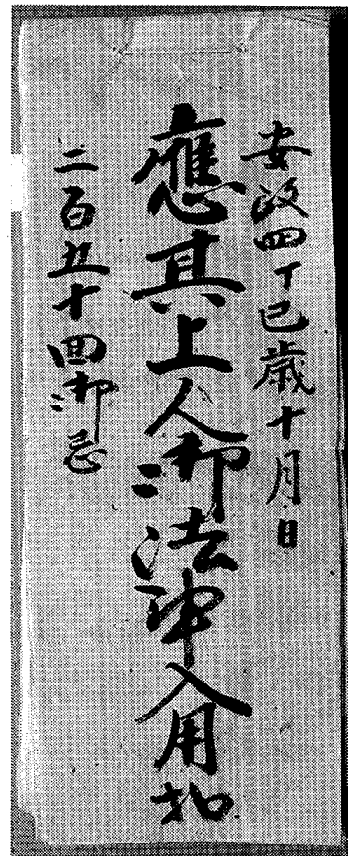
(写真2)

10以降は、興山寺において應其上人の年忌の内、大規模に行つた際の記録および控えであり、開祖である上人の靈位を祀るところを続けてきた証となるものである。

10の資料(写真2・3)は、江戸時代安政四年十月に行われた、應其上人二百五十回忌の行事記録であるが、二点の記録が同一の袋に収められている。体裁や内容的に見て、後世に残すべき正式な記録として同「1」の「開基應其上人二百五十回忌記録」が作成されたものと考えられる。二百五十回忌当日の次



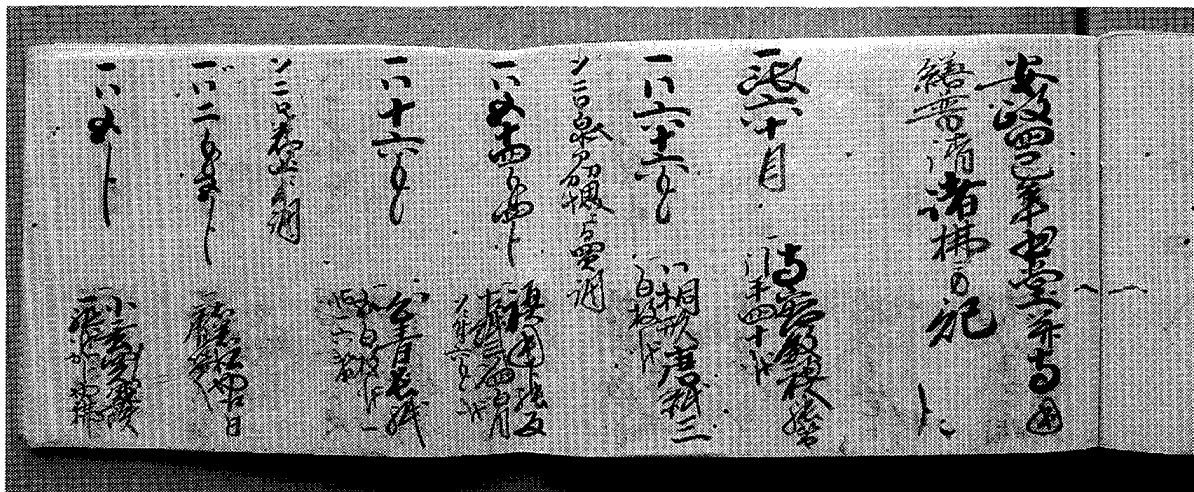
(写真3)



(写真4)

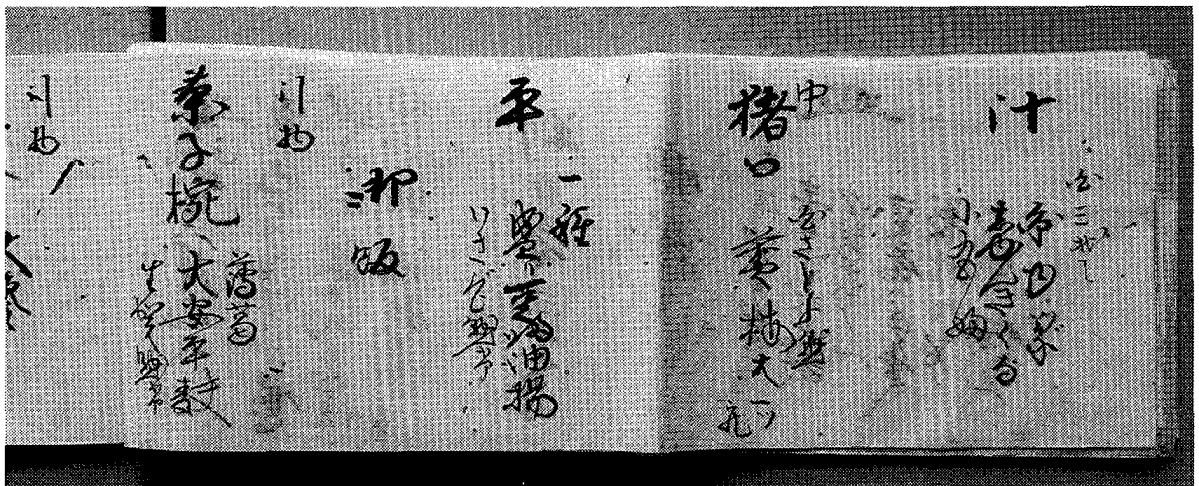
第だけでなく、安政四年八月から準備を始めた時の記録、参加者の氏名と供物一覧、さらには出された料理の内容にいたるまでが詳細に記されている。83函93号の「2」に該当する「應其上人御法事入用扣(控)」(写真4～9)は、上記の記事に加えてさらに二百五十回忌に向けて用意した物の一覧、その支払い、三日間に分けて行われた年忌の参加人数、出された料理の献立、事後の細かな支出に関して等、詳細に記載されている。支払い金額を見ると、当然の事ながら、「匁(目)」などの上方の通貨単位が使われていることなど、江戸時代の複雑な貨幣制度を知ることができ、かつ安楽川荘においても江戸時代後期には米ではなく貨幣による物資の交換・流通が進んでいたことを示す点でも貴重なものである。(写真5)

また、国語史的には発音の転訛から起きたと見られる表記を

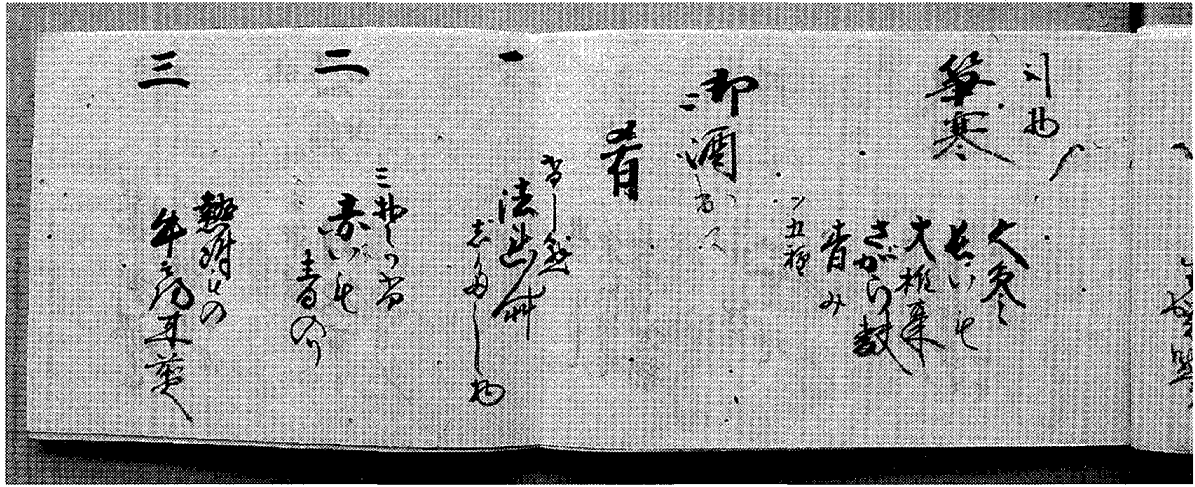


(写真5)

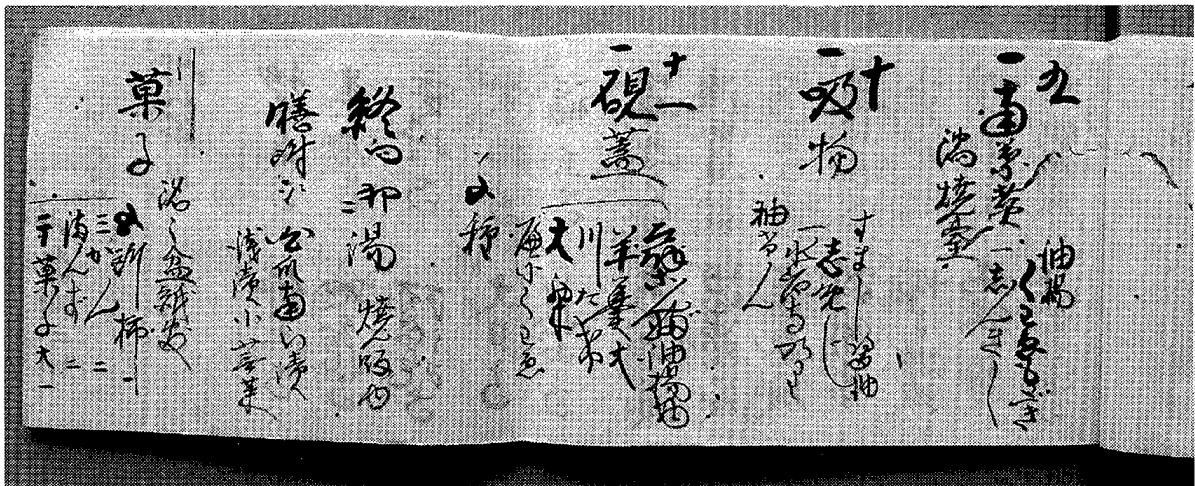
いくつか拾うことができる。当日出された料理の材料に「法れん草／志たし物」（「ほうれん草のおひたし」のこと）といった無声硬口蓋摩擦音の「ひ」が転訛して無声後部歯茎摩擦音「し」になる現象が観察される（写真7）。その結果、随所に「志（したし物）」と記載されている。この「したし物」という記述は、両資料ともにほぼ一貫して見いだされるものである。<sup>16</sup>さらには、春菊を正しく「春菊」「春きく」「しゆんきく（な）」（下の（写真6）右から3行目）と表記されている部分がある一方で、「2」に一箇所だけ「志んきく」とした例が見られる。（写真8）これは、江戸時代中期の『音曲玉淵集』にも指摘があり、江戸時代における江戸語に見られる特徴的なものであるとされているが、西日本方言地域に属する和歌山県の興山寺所蔵資料に見られることは、近世日本語史研究、あるいは方言研究上に貴重な資料を提供すると考えられる。また、料理の最後になって出てくる「御湯」という見出しの下には「焼めし」あるいは「焼めし湯」とあり（写真9）、実態は不明ながら、現在特に西日本方言として優勢な「焼き飯（東日本ではチャーハン）」とは違う、「おにぎりに焼き目をつけたもの」<sup>17</sup>に近い物と考えられる。西日本方言では依然として優勢な「焼きおにぎり＝焼きめし」の江戸時代後期の方言形として、また、この地域の生活実態を知る



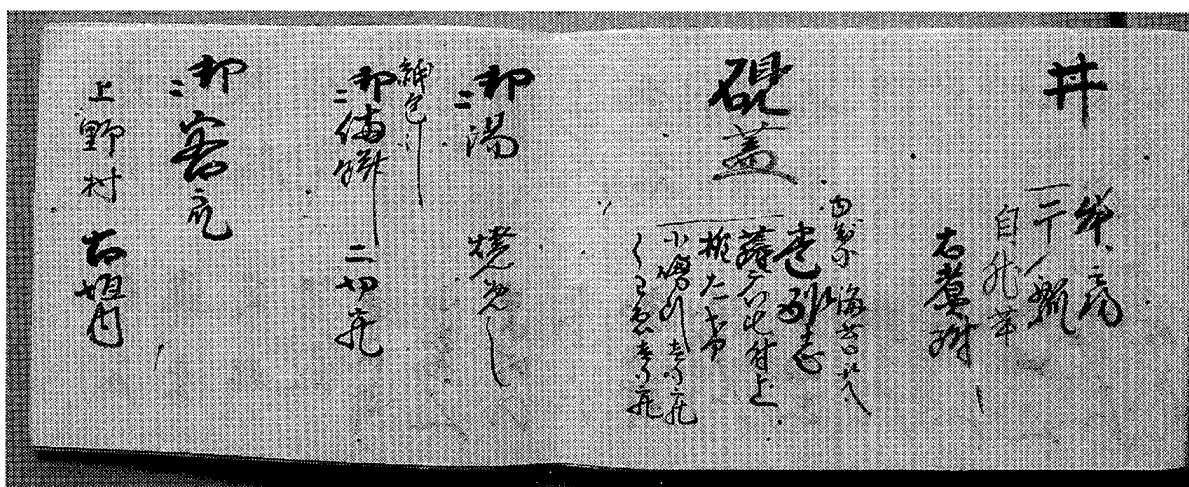
(写真6)



(写真7)



(写真8)



(写真 9)

上でも重要な資料であろう。<sup>\*18</sup>

その他、11は應其上人百五十回忌の記録、12は應其上人への追善回向文が記載されているが、詳細は不明である。「享和元年」の記載があることから、年代的には二百回忌に近いものであるが、七年の開きがあるのでそれであると断定はできない。

C 連歌関係

連歌の作法書『無言抄』の述作者としても著名な應其上人であるので、本寺にも文学関係の書籍が多く保管されている中でも、次の二点の資料は注目すべきであろう。

13 萬集連詞千百韻 (83函1号) 一冊

○桃山時代写、袋綴装横長本、斐交り楮紙、一六〇×二四・〇、無界、一行十三〜十六字、訓点ナシ、素紙無文原表紙、奥書ナシ、紙背涅槃講式、(表紙墨書)「甚澄之」、

14 連歌百韻 (83函97) 一冊

○江戸時代初期頃写、袋綴仮綴装、内題「賦何尤連歌」、七丁裏・八丁表・十一丁裏二付箋アリ、印ナシ、八十句マデハ作者名ヲ記ス、「松、興山上人、白、鳥、□真、紹巴、徳川、

玄旨、中山大納言、利家朝臣、日野大納言、氏□朝臣、昌  
 吨、雅□朝臣、由己法眼、全□法印、右衛門督、政宗朝臣、  
 長俊」ノ名アリ、

(奥書)「右連歌一卷末二十句たらさりしを／人の写しおける  
 をかりて書たし侍りけれ／とも其人の名のしれ侍らす又類本  
 を／尋ねて写し且とう□(虫損)く／おほろ／け成所を見人  
 侍らん物をと先筆を／さしおく」

中世末から近世初期にかけて大きな影響を与えた連歌師とし  
 ての木食應其上人であるが、興山寺経蔵には多くの資料は残さ  
 れていないようである。ただし、連歌以外の文学関係資料は和  
 漢を問わず多数所蔵されている。連歌資料でかつ書写年代の古  
 いものとしては、今のところ管見に入ったのは右の二点であつ  
 た。13は大正時代に本寺を訪問した高野山親王院の水原堯榮師  
 の記録にも、「かなり沢山にある書庫のうちで應其上人に関する  
 ものは」としてあげた資料の中に出てくる。<sup>19)</sup>ただし「天正十五、  
 十六年の年記のもの」とするのみで詳細は不明である。筆者も  
 現物を見ていないので未勘である。後考を期したい。14の「連  
 歌百韻」は、高野山に残されている「文禄三年連歌懐紙」、ある  
 いは「太閤御所青巖寺連歌」として知られているものの写しと

考えられる。高野山において木食應其上人が中心となって興行  
 された連歌の記録であり、本寺経蔵に所蔵されるにふさわしい  
 資料である。作者名の「松」とあるのは不詳であるが高野山所  
 蔵のものもそのように記載されている。太閤秀吉のことである。  
 これが発句となり、以下、木食應其上人、聖護院宮、鳥、常真、  
 紹巴、徳川家康と続くもので、当代一流の連歌師と秀吉並びに  
 彼に恭順していた有力武将たちによる連歌の記録である。連歌  
 は高野山内に秀吉の母「天瑞寺殿准三后春巖貞松大禅尼」の菩  
 提を弔うために建てさせた剃髮寺(後に青巖寺と改名)に、文  
 禄三年三月に秀吉が参詣した折に興行されたものである。本資  
 料はそれが書き留められた時期よりさほど下らない江戸時代初  
 期の写本であるので、他に現存する類本も少なく連歌史研究上、  
 あるいは高野山史の研究にとつて貴重なものといえる。しかし  
 ながら、奥書にも記されているように既に末の二十句ほどが作  
 者名などが欠けているというのは残念である。また、福井師の  
 文献(42頁)にも本書についての言及があり、「この書は写本で  
 あるが、残念なことに紙魚に食い荒らされた所々が沢山あり、  
 全作品の充分な読みとりが出来ない。」と記されているので、す  
 でにかなりの虫損があつたことが知られる。さらに福井師は続  
 けて、「この巻末には、上人が詠んだものとて、別紙にした一首

があった。」と記録し、

山里のそばのかれ木の夕がらす

なかぬ姿もさびしかりける

応 其

という和歌があることが記されているが、<sup>\*20</sup>聖教目録を検索してみたのであるが、現経蔵内にそれと特定できるものを見いだすことが出来なかった。

さらに、福井師の記載には、興山寺に元和六年写になる『無言抄』二冊がある由、記されているが、<sup>\*21</sup>現経蔵には見あたらないうのである。『無言抄』は慶長年間(最終的には八年か)に完成を見ているので、興山寺にあった元和六年写の『無言抄』は、完成からさほど下らない江戸時代初期の写本ということになる。福井師による奥書を記しておく。(同書48頁)

(上巻奥書)「元和六年極月下院の比、高野山小田原にて備後府中の住、片岡与左衛門書」

(下巻奥書)「元和六年極月高野山において備後府中の住人左衛門書之畢」

この『無言抄』については、高野山親王院の水原堯榮師の記録にも残されているので、長く本寺に伝えられていたものであろう。

以上のように、同時代の著名な連歌師との交わりも多く、豊臣秀吉などの有力武家との親交も深い上に、後世に大きな影響を与え多くの版本や写本を生み出した『無言抄』の述作も持つ應其上人であるが、残念ながら様々な障害により、興山寺に住することがなかったためか、連歌と應其上人を結びつけるような直接的な資料は見いだせない。

D その他(興山寺関係)

15 土地売渡状(文禄三年<sup>キョウエ</sup>八月廿六日)(83函86号)一通

○桃山時代文禄三年写、豎紙、印ナシ、(端裏貼紙)「字ハ御塔代歟/門前辺古證文歟」、(端裏)「孫兵へ」、(差出)「安楽川 奥孫兵衛/□□(花押)/□入口(花押)/相福院(花押)/正善院(花押)/平野(花押)/孫兵へ(花押)」、(宛所)「興山木喰上人様之御内/二位殿/理徳院□」、(書出)「永代賣渡し申作識之事/壱ヶ所<sup>所ハ上フおしあす一ツ、島水帳之高□□壱三ヶ</sup>」

16 土地売渡状(慶長拾四年二月廿一日)(83函87号)一通



○桃山時代慶長十四年写、豎紙、印ナシ、(端裏)「ヒラノ」、  
 (差出)「賣主安楽川平野ノ隼人(花押)ノ同久太郎(花押)ノ  
 口入柳本(花押)」、(宛所)「買主ノ興山寺民部公ノ□」、(書  
 出)「永代賣渡申候作之事ノ合卷所者但畝町者式ツ也」、

17 慶長十四年二月二十四日田地売買証文(83函53号)一通

○江戸時代慶長十四年、豎紙、(差出)「安楽川平野ノ隼人ノ  
 同久古ノ口入柳本」、(宛所)「買主ノ興山寺民部公」、(書  
 出)「永代賣渡申下作之事」、(端裏)「ヒラノ」、

18 土地売渡状(文禄三年<sup>キノエ</sup>八月廿六日)(83函88号)一通

○桃山時代文禄三年写、豎紙全紙、印ナシ、(端裏)「ヒラノ」、  
 (差出)「安楽川 平野隼人ノ□久(花押)ノ口入孫兵へ(花  
 押)ノ総□門(花押)ノ平野(花押)」、(宛所)「興山木喰  
 上人様之留ノ二位殿ノ理徳院□」、(書出)「永代賣渡し申作  
 扣之事ノ式ケ所所ハ久の前ノ水帳之高四石六ケ所也」、

19 風土記(83函98号)

○江戸時代後期写、袋綴仮綴装、元二冊ヲ合綴、書状(差出  
 「興山寺」、充所「鈴聲院様」)挿入アリ、

(表紙外題下)「安楽川ノ興山寺」、  
 (前半奥書)「御修理下等者念入寺院方も書上ケ候由ノ付納之  
 年預代迄聞所書上ケ可然争議故ノ此通り書上ケ候事ノ御掛リノ  
 正智院様一乘院様ノ文化七<sup>庚</sup>午年ニ惣而寺領分ノ御觸有之書  
 出し申候尤當庄ハ寺院方ハ一向書出し不申候ノ國主ヨリ野山へ  
 願申上候也ノ時之年預(左傍「代鈴聲院」)南谷修禪院 興  
 山寺智等拜」  
 (後半表紙(扉)外題)「風土記」

(同前右下)「文化七<sup>庚</sup>午年五月高野山<sup>補</sup>修理下」ヨリ近章ノ写  
 之」

(後半奥書)「御修理下<sup>江</sup>之觸者此通りノ此方□□□□□□□□御  
 觸レの候由ノ中氏<sup>より</sup>為知被□□故写之置者也ノ興山寺智等ノ  
 拜」

最後に取り上げるのは、興山寺の創設と経営に関する資料の  
 一覧である。もちろん、長い歴史を持つ興山寺であるので、こ  
 こにあげた以外にも寺史に關係する資料はかなりの量にのぼ  
 るが、<sup>22</sup>ひとまず、桃山時代の創建時に關わる資料から三点と、  
 應其上人の娘「こま」に關わる記録を取り上げる。現状では、  
 これらの資料はほとんどが八十三函(段ボール仮函)に納めら

れている。

まず、15から18の土地売渡状三通は、前節でも取り上げた、桃山時代末期のまさに興山寺建立の時期と重なっている耕作地の譲渡記録である。15は奥家伝来の土地を興山寺へ、16および17は平野家から興山寺への土地の売買記録となっている。年号から應其上人生前に行われたことがわかる。ここに名前の見られる「二位殿」とは應其上人の命を受けて興山寺を創建した興山寺第二世、二位覚栄である。安楽川荘で長く下司・公文としてこの地域を統括してきた奥家・平野家から、興山寺二世の二位覚栄が買い受けたという形をとっているものである。平野家は、先の10の「應其上人二百五十回忌記録」にも、参列者の中で俗人の筆頭に挙げられている名家である。平野家は他に奥家(先の興山寺資料に奥孫兵衛として名前が見られる)とともに、安楽川荘の荘園管理を続けてきた下司・公文の家系であり、中世から近世までこの地方の名士として知られた旧家の筆頭に位置する家であったことが興山寺経蔵に現存する資料からも知ることが出来る。文禄三年といえ、七月に高野山で豊臣秀吉の母の菩提を弔う剃髮寺が青巖寺として落慶されたり、秀吉が高野山に登り連歌の会を興行した時(三月)と近い時期にあたる。つまり應其上人自身、最も「輝いていた」時期であり、この土

地の売買がそれに連動していたと考えることも可能ではないだろうか。

19の「風土記」の後半にある奥書に記された「中氏」とあるのは、先述の福井師の記録によると、應其上人の娘でこの安楽川の地に預けられていた「こま」の嫁ぎ先と同姓である。<sup>\*23</sup>中氏の記録は、應其上人二百五十回忌記録の参列者にも記載されており、興山寺との関係は江戸時代を通じて深かったと思われる。

以上、「安楽山興山寺蔵聖教目録」に記載された記事から伺われる木食應其上人関係資料について概観した。A～Dの分類はあくまでも便宜的なもので、さらに詳細な検討と分類が必要と思われるが、ひとまず経蔵内から十九点の資料を拾うことができた。これらは、興山寺資料の中でも木食應其上人に関わりの深いもの、あるいは上人存命中にかかる資料のみを集めたものであり、例えば、興山寺の江戸時代の経営に関する資料などは他にも多く所蔵されているのである。また、当然の事ながら仏教関係典籍の数は相当数に上ることは言うまでもない。ただし、これについては、筆者の今回の検討範囲を超えているのですべて割愛した。

本寺経蔵内には木食應其上人直筆、あるいは直接関わりのある資料は見いだされなかったものの、上人ゆかりの寺院ならで

はの記録が多く所蔵されていることが判明した。中でも江戸時代の国語史、あるいは方言史の研究に資するような資料の存在が明らかになり、今後より詳細な調査・研究が期待される。

付記 本稿をなすに当たって、資料の調査、閲覧について興山寺ご住職福井雅人師ならびにご家族様にはひとかたならぬご芳情をいただいた。さらに資料の公開についてもご快諾いただいた。記して感謝申し上げます。

また、本稿の中核になっている「安楽山興山寺蔵聖教目録」は、調査団全員の共同作業であり多くの学恩をいただいている。科学研究費の代表者である山本秀人高知大学教授を初めとして、取り纏め等の労を惜しまれなかつた、佐井寺貫主花野憲道師、興山寺調査団の団員各位にも感謝申し上げます。

参考・引用文献

- 興山寺聖教調査団編 安楽山興山寺蔵聖教目録 科学研究費補助金「和歌山県所在真言宗寺院所蔵の国語史的研究」(基盤研究B、研究代表者 山本秀人) 平成十八年十月  
 中田法寿 高野山文書 高野山文書刊行会 昭和十一年六月

(三四)

東京大学史料編纂所 大日本史料 東京大学史料編纂所(現)

1901年

正宗敦夫 無言抄(日本古典全集) 日本古典全集刊行会 昭和

十一年(1978年覆刻版)

和歌山県史編さん委員会 和歌山県史 中世史料一 和歌山県

昭和五十年三月

石川真弘 木食応其上人と連歌 高野山大学内密教研究会「密

教文化」53・54号 昭和三十六年

奥田 勲 連歌師 その行動と文学 評論社 昭和五十一年

福井文雄 木食上人の生涯とその事蹟 興山寺(私家版) 昭和

四十五年五月(平成十六年複製)

水原堯榮 木食興山寺應其上人 高野山親王院水原堯榮 大正

十五年八月

和多昭夫 木食應其考(前)(承) 高野山大学内密教研究会編

「密教文化」55・61号 昭和三十六・三十七年

国史大辞典 吉川弘文館

日本史大事典 平凡社

密教大辞典 法蔵館

注

- \* 1 『和歌山県史』(和歌山県史編さん委員会 昭和五十年三月)の「中世史料一」に詳細な史料と解説がある。
- \* 2 注1文献にある「岡家文書」などにその記録が残されている。本稿でも第三章部分で取り上げている。
- \* 3 現在大阪湯木美術館所蔵である「高野切」が應其上人所持になるものであることは著名である。
- \* 4 基盤研究B・平成十五年～十八年度「和歌山県所在真言宗寺院所蔵文献の国語史的研究」
- \* 5 例えば、注1文献などにも「興山寺文書」として取り上げられている。
- \* 6 平成十八年七月に確認調査が一度実施されている。
- \* 7 その他、研究史に関わるものについては、参考・引用文献にまとめてある。
- \* 8 日本国語大辞典別冊、方言出典によると「三重県方言資料集」(北岡四良)一九五七～一九五九、とある。筆者未見。
- \* 9 他にも、津田家、岡家など多くの旧家があることが当地の古文書などから知られるが、省略に従う。
- \* 10 この事については詳述しないが、『大日本史』などで編纂された史料からも明かである。
- \* 11 『和歌山県史』852頁の「興山寺文書」の解説部分には「開山之本願」と「之」になっている。別に、水原堯榮師の文献(20頁)でも「之」である。
- \* 12 『和歌山県史』には「栄」とある。
- \* 13 水原師の文献には「拾」を示すと見られる、手偏(てへん)のみが空欄上方にあることから、天正十□(判読不能)年であると読める。
- \* 14 岡家は『和歌山県史』によると、「中世以来三船神社の由緒を伝える家である。」(851頁)としている。三船神社は興山寺とは石榴川をはさんで反対の東側に位置している、應其上人により大規模な修繕の行われた記録が残っている、関わりの深い神社である。
- \* 15 掲載の写真は61函7号に相当するものである。
- \* 16 この「ひ」が「し」になる現象は、早くは観智院本『類聚名義抄』にも「シクマ」(佛下末五二)という例があり、逆に現代関西方言でしばしば「質」を「ひち」とすることなどと繋がるものである。
- \* 17 しばしばしょう油や味噌を付けて焼き目をつけている。それを崩しながらお湯にいれて「お茶漬け」のようにし

て食べるか。

\* 18 インターネット等で「やきめし」などとして検索してみると、最近では、関西でも「焼きめし」チャーハンであるという認識が広まっているらしい。

\* 19 水原師の文献16頁

\* 20 福井師の文献42頁

\* 21 同前文献48頁

\* 22 例えば、書名だけ紹介しても八十三函には、

5 興山寺由緒 一冊 享保十年写

54 慶長十四年二月二十四日田地売買証文 一通 慶長

十四年

78 本堂坊舎破損修復願書控 一通 江戸時代後期写

83 土地免許状写 一通 江戸時代後期写

など、多くの経営に関する資料がある。

\* 23 「木食上人の生涯とその事蹟」51頁